

## 香川県条例第57号

香川県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例

香川県国民健康保険調整交付金条例（平成17年香川県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(調整交付金の総額) 第3条 調整交付金の総額は、法第72条第2項第1号に規定する算定対象額の <u>100分の9</u> に相当する額とする。	(調整交付金の総額) 第3条 調整交付金の総額は、法第72条第2項第1号に規定する算定対象額の <u>100分の7</u> に相当する額とする。
(調整交付金の種類) 第4条 略	(調整交付金の種類) 第4条 調整交付金は、普通調整交付金及び特別調整交付金とする。
(普通調整交付金) 第5条 略	(普通調整交付金) 第5条 普通調整交付金は、市町間における次に掲げる事項の全部又は一部の格差を勘案して、規則の定めるところにより交付する。 (1)～(3) 略 <u>(4) 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号）附則第17条の保険財政共同安定化事業拠出金及び高額医療費共同事業拠出金の額</u>
2 普通調整交付金の総額は、第3条に規定する調整交付金の総額の <u>9分の6</u> に相当する額とする。	2 普通調整交付金の総額は、第3条に規定する調整交付金の総額の <u>7分の6</u> に相当する額とする。
(特別調整交付金) 第6条 略	(特別調整交付金) 第6条 特別調整交付金は、市町における国民健康保険事業の運営の安定化に資する事業の実施状況その他国民健康保険の財政に影響を与える特別な事情を勘案して、規則の定めるところにより交付する。 2 特別調整交付金の総額は、第3条に規定する調整交付金の総額の <u>7分の1</u> に相当する額とする。
附 則 (施行期日等)	

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の香川県国民健康保険調整交付金条例の規定は、平成24年度分の調整交付金から適用する。  
(平成24年度における経過措置)
- 2 平成24年度における改正後の第3条の規定による調整交付金の総額については、同条の規定にかかわらず、国民健康保険法の一部を改正する法律（平成24年法律第28号。以下「改正法」という。）附則第3条第3項に規定する額とする。
- 3 平成24年度における納付市町（実績医療費拠出金（健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成20年政令第116号）附則第5条の規定により読み替えられた健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第38条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第7条の規定による改正前の老人保健法（昭和57年法律第80号）第54条第1項の実績医療費拠出金をいう。）を納付する市町をいう。以下同じ。）が存する場合の改正後の第3条の規定による調整交付金の総額については、前項の規定にかかわらず、国民健康保険法の一部を改正する法律の施行に伴う国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の規定の整備及び経過措置に関する政令（平成24年政令第132号。以下「整備等政令」という。）第4条第2項に規定する額とする。  
(平成25年度における経過措置)
- 4 平成25年度における改正後の第3条の規定による調整交付金の総額については、同条の規定にかかわらず、改正法附則第4条第3項において読み替えて準用する改正法附則第3条第3項に規定する額とする。
- 5 平成25年度における納付市町が存する場合の改正後の第3条の規定による調整交付金の総額については、前項の規定にかかわらず、整備等政令第5条第2項において読み替えて準用する整備等政令第4条第2項に規定する額とする。